

電子入札の方法による指名競争入札の実施に係る入札説明書

委託番号：道委第1号

業務名：道路測量設計業務委託（町道30378号線）

履行期間：令和8年8月10日から令和8年11月30日まで

1 入札方法

地方自治法施行令第167条第3項及び会津美里町電子入札実施要綱第3条第2号の規定に基づき電子入札の方法により指名競争入札を実施する。ただし、入札者がいないとき、又は入札しても落札者がいないときは施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合と不調にする場合がある。

2 設計図書の閲覧

（1）閲覧場所

会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧及びダウンロードするものとする。

※ 設計図書にはパスワードを設定します。このパスワードは指名通知書に記載していますので、業者名及びパスワードを入力し、閲覧してください。

（2）閲覧期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月3日（月）まで

※ 土日を除く

3 設計図書等に関する質問

（1）質問方法

本業務に関する質問は、会津美里町電子入札システムに入力することにより提出するものとする。

（2）質問期限

令和8年7月27日（月）午後5時15分まで

（3）質問に対する回答方法

質問の回答は、後日速やかに会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により回答する。

※ 質問回答の閲覧にはパスワードを設定します。設計図書閲覧時のパスワードと同じものとなりますので、パスワードを入力し閲覧してください。

4 入札書の提出について

（1）入札書の提出方法

入札者は、会津美里町電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力し、入札書を提出すること。

電子入札に参加するには、下記URLより事前登録が必要です。既に登録をしているときは、ICカードの変更等がない限りこの登録手続は不要です。

会津美里町電子入札システム(URL)

<https://www.ebscloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0660060006E00640>

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

なお、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 入札期間及び時間

令和8年7月31日(金) 午前8時30分 から

令和8年8月3日(月) 午後5時15分 まで ※土日を除く

5 開札日時等

(1) 開札日時

令和8年8月4日(火) 午前11時05分

※ 開札状況により、開札開始時間が遅れる場合があります。

(2) 開札場所

会津美里町役場本庁舎203会議室

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札の回数

初回及び再度入札の2回までとする。

8 入札の辞退

指名を受けた者は、入札説明書の「4 入札書の提出について(2)入札期間及び時間」で定めた期間内において、入札を辞退することができる。その場合は、会津美里町電子入札システムにログインし、入札辞退の届出をすること。

※ 入札書及び辞退届を提出しなかった場合、辞退したものとみなす。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 町の入札参加資格に必要な資格がない者がした入札

(2) 会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札

(3) 会津美里町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当する者がした入札

(4) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

10 入札のとりやめ

入札参加者が1者の場合は、入札の執行を取り止めるものとする。

入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止める場合がある。

11 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が複数となった場合は、電子くじにより落札者を決定する。

開札後、落札者を決定したときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に会津美里町電子入札システムにより通知する。

12 再度入札

初回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。

13 入札保証金

財務規則第115条第1項第2号の規定により免除とする。

14 契約事項

契約については、会津美里町財務規則に基づき契約締結する。

なお、当該業務については電子契約の対象であり、落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、当該契約の内容等協議時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールの方法により業務発注担当課に提出すること。

15 契約保証金

(1) 契約保証金の納付等

契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金若しくは契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金で納付、契約保証金に代わる担保として有価証券、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、保証事業会社の電子保証による場合は、書面の証書の提出に代えて、電子証書を閲覧するために用いる保証事業会社から通知される「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を電子メールの方法により提出すること。

(2) 契約保証金の免除

会津美里町財務規則第99条の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

16 その他

(1) 会津美里町電子入札実施要綱第26条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(2) 会津美里町電子入札実施要綱、会津美里町競争入札心得及び本入札説明書に係る事項を熟知のうえ、入札に参加すること。

(3) 指名通知書に記載される右上の日付(指名通知書の発行日)は、指名通知書を作成した日付となっているため、指名通知書到着のお知らせが電子メールで到着したその日付に読み替えるものとする。